

令和7年台風の被害を受けた
八丈町、青ヶ島村の事業者の皆様へ

「地域企業再建緊急特別雇用支援事業」 のご案内

台風により建物等に被害を受けた事業者に対し、
早期かつ安定的な事業の立ち上げを支援するため、
従業員の給料等相当額の一部を補助します

募集期間：令和7年12月22日（月）
～令和8年3月13日（金）

補助対象者

令和7年台風第22号及び第23号により建物等に
被害を受けた**八丈町、青ヶ島村の中小企業者等**

※被災したことの証明（町村が発行する罹災証明等）が必要です。
※施設・設備等の復旧を対象にした**「地域企業再建支援事業」**

にも申請する必要があります。

※その他の要件は募集要項をご参照ください。

補助対象経費・補助率

対象事業者が雇用する従業員に対して支払った給料等相当額

(補助率) **4/5** (補助上限) 一人当たり **30万円／月**

～個別相談会（地域企業再建支援事業と合同）にお越しください～

【日時・会場】

2月20日（金）9時30分～16時00分@八丈支庁

2月26日（木）9時30分～16時00分@八丈支庁

予備日：2月25日（水）午後

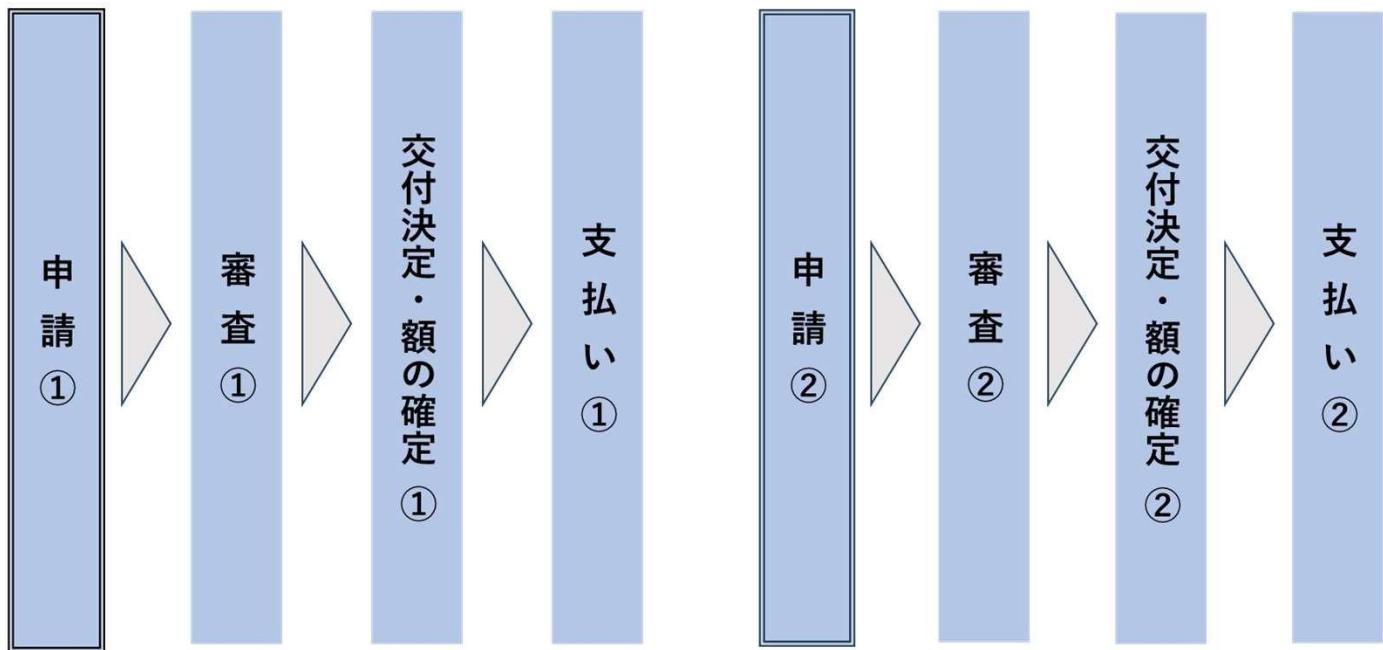
※これ以降の予定は別途ご案内します。

申請の流れ

- 対象期間は、令和7年10月支給分から令和8年3月支給分までの6か月間（最大）です。
- 申請・支払いを2回に分けることができます。

<2回に分けた場合のイメージ>

□ は事業者実施



※ 施設・設備等の復旧を対象にした「**地域企業再建支援事業**」
にも申請する必要があります。

※事業の詳細は都HPに掲載しております。
右記のQRコードからアクセスしてご確認ください。



申請受付・お問い合わせ先

【申請受付】書面申請（郵送・持参）又は電子申請（メール）でご申請ください。

郵送：〒163-8001 新宿区西新宿2-8-1 東京都産業労働局 雇用就業部 調整課

持参：①東京都八丈支庁産業課 ②八丈町産業観光課 ③青ヶ島村総務課事業係

メール：chiikikogyosaiken@section.metro.tokyo.jp

東京都産業労働局 雇用就業部 調整課

【お問い合わせ先】

東京都産業労働局 雇用就業部 調整課 電話番号：03-5000-8014

受付時間：9時～17時（土日・祝日、12月29日～1月3日を除く）